

令和 5 年

第 1 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和5年第12回定例教育委員会日程

日 時 令和5年12月26日（火） 午前10時00分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
中村 通宏

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則の制定について

・ ・ ・ ・ 1

議案第1号

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月26日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市ふれあいキャンプ場の使用手続について、令和6年2月より我孫子市公式LINEからの利用予約を開始し、キャッシュレス決済による支払を可能にすることから、申請受付期間を当日まで延長するほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の手続)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日の2月前（市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者にあつては、1月前）から当日までの間に、我孫子市ふれあいキャンプ場使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日の2月前（市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者にあつては、1月前）から3日前までに、我孫子市ふれあいキャンプ場使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 略</p> <p>(使用料の納入)</p>	<p>2 略</p> <p>(使用料の納入)</p>
<p>第5条 使用者は、キャンプ場を使用する時までに、条例第9条第1項に規定する使用料を納入しなければならない。</p>	<p>第5条 使用者は、条例第9条第1項に規定する使用料を納入通知書によりキャンプ場を使用する時までに納入しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第10条ただし書に規定する使用料の還付は、使用者の責めによらない理由により当該許可したキャンプ場の使用</p>	<p>2 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第10条ただし書に規定する使用料の還付は、雨天、施設の瑕疵その他使用者の責めによらない理由により当該</p>

が不可能と教育委員会が判断した場合に限り行うものとする。	許可したキャンプ場の使用が不可能と教育委員会が判断した場合に限り行うものとする。
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、令和6年4月1日以後のキャンプ場の使用について適用し、同日前のキャンプ場の使用については、なお従前の例による。